
男女共同参画社会の実現をめざす 表現ガイドライン

令和3年11月

大阪府 府民文化部

目次

1	表現ガイドラインの作成にあたって	1
2	考えてみよう その表現	
	(1) 男女いずれかに偏っていませんか	2
	(2) 性別によってイメージを固定化していませんか	3
	(3) 男女が対等な関係になっていますか	4
	(4) 性別によって役割を固定化していませんか	5
	(5) 人物等の外見だけを強調した広報になっていませんか	6
	(6) 言葉遣いを見直そう	7
3	よくある質問	8
4	チェックシート	8
5	おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)について	9

このガイドラインの対象

このガイドラインは、大阪府が発信するポスター、パンフレットなどの刊行物、ウェブサイト、テレビ、ラジオなどにおける文章、イラスト、写真、音声、映像など、すべての情報が対象です。

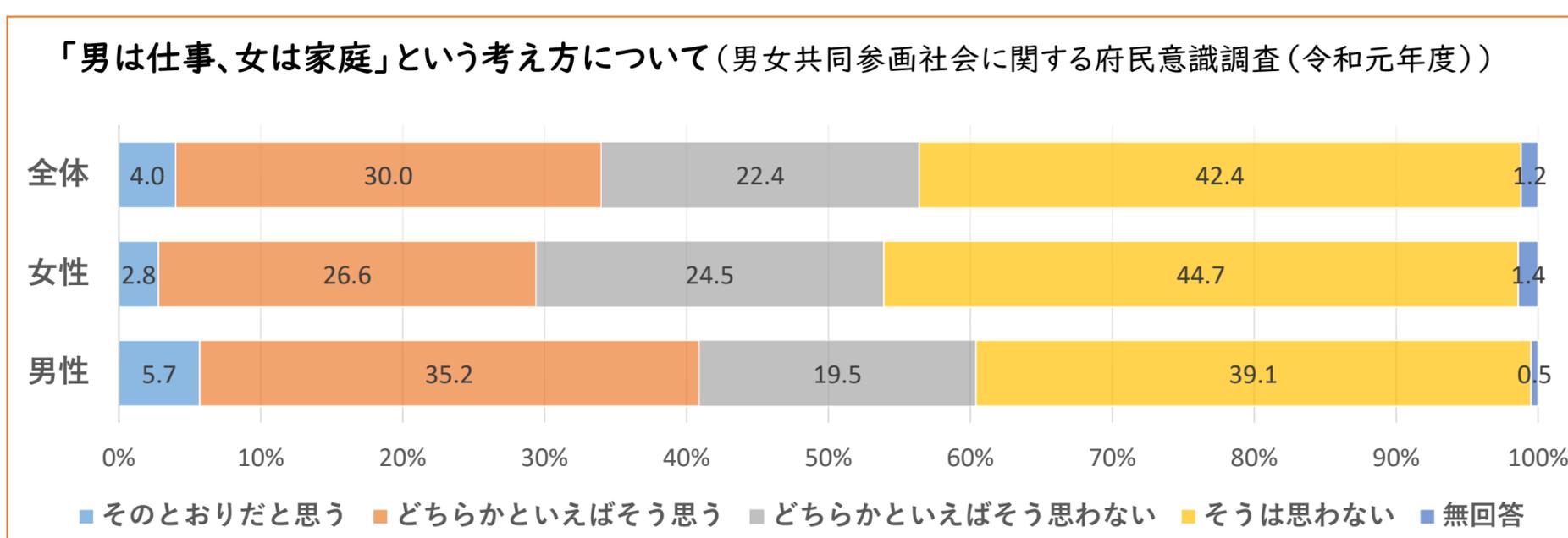
※府民、事業者の方々の表現を強制するものではありませんが、ご参考にしていただければ幸いです。

1 表現ガイドラインの作成にあたって

■基本的な考え方

すべての人が、個人として尊重され、対等な関係を築き、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることができる社会を実現するために、大阪府ではこれまで、大阪府男女共同参画推進条例、おおさか男女共同参画プランに基づき、様々な取組を進めてきました。

しかし、令和元(2019)年度に行った府民意識調査では「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する人が34%と約3分の1となっており、まだまだ性別による固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが明らかになりました。



私たちは、刊行物やウェブサイト等様々な方法により情報を発信していますが、受け手はその情報から固定的な性別役割分担意識を知らず知らずのうちに形成してしまう可能性があります。そのため、情報を発信する側は、表現する際に、固定観念や偏見の助長につながらないように意識する必要があります。

大阪府では、平成20年3月に「男女共同参画社会の実現をめざす表現の手引き」を作成しましたが、作成から10年以上経過し、男女共同参画に関する社会情勢も大きく変化してきていることから、新たに「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインは、皆さんの表現を強制するものではありません。皆さんが情報発信を行う際に、男女共同参画の視点から、その表現がなぜ問題なのか、その結果どういった弊害が生じる可能性があるのか、どうすれば望ましい表現になるのかを考える際の参考として活用してください。

2 考えてみよう その表現 (1)男女いずれかに偏っていませんか

すべての人を対象としているにもかかわらず、男性あるいは女性のいずれかに偏ったり、排除したりした表現にいませんか。すべての人を対象とする場合は、できるだけ年齢、性別、職業など多様な人がいることを念頭に置いて表現しましょう。

このような表現を見かけます



ビジネスマンのための
新制度ができました！

- 〇〇相談
- 〇〇融資
- 〇〇支援
- 〇〇研修



チェックしてみましょう✔

- 男性または女性のみがいつも主役
- 複数の登場人物の中で女性または男性がひとりもないか、極端に少ない
- パンフレット等の全編を通じて、女性または男性の登場回数に偏りがある

例えばこんなふうに



働く人のための
新制度ができました！

- 〇〇相談
- 〇〇融資
- 〇〇支援
- 〇〇研修



- 〇登場する男女比が約半々になるようにし、片方の性に偏らないよう心がけた表現にしましょう。
- 〇全体を通じて、男女の登場比のバランスに配慮しましょう。

「女性限定」「男性限定」の事業はOK?

「父親向け子育てセミナー」、「女性のチャレンジ支援」など、もともと男女に偏りがあり、それを解消する目的で対象の性別を特定した事業を行うものがあります。このような事業は、男女共同参画へつなげる取組であるため、差別的な取扱いには当たりません。

2 考えてみよう その表現 (2)性別によってイメージを固定化していませんか

女性も男性も、その服装・外見、興味・関心、生活様式などが多様化しています。そのため、固定的なイメージによる「男らしさ」「女らしさ」を押し付けるような表現は避け、性別にかかわらず多様な姿を描くようにしましょう。また、固定観念を解消するためには、少数派だと考えられがちな性別で積極的に描くことも必要です。

このような表現を見かけます



チェックしてみましょう✓

- いつも女性の服は赤やピンク、男性の服は青や黒
- いつも女性はスカートやエプロン、男性はスーツにネクタイ姿
- 女の子は人形遊び、男の子はボール遊び
- 海外旅行、文学、福祉は女性、激しいスポーツや科学技術は男性
- 学校部活動で、女子が文化部、男子が運動部

例えばこんなふうに



- 人を描くときは多様な姿を描きましょう
- 男性でも女性でも興味や活動は様々な分野に及ぶことに配慮して表現しましょう。

性的指向及び性自認の多様性について ～性的マイノリティとは～

同性を好きになる女性（レズビアン）、同性を好きになる男性（ゲイ）、異性を好きになることもあれば、同性を好きになる人（バイセクシュアル）、からだの性と異なる性を自認する人（トランスジェンダー）など、性的指向や性自認のあり方は、人それぞれです。

性的マイノリティは、少なくとも1学級（35人）に1人程度との調査結果もあります。

社会的・文化的に形成された性別（＝ジェンダー/gender）の表現を考える際には、こうした性的指向や性自認の多様性について、正しく理解することが必要です。

※大阪府では、府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティに対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、令和元年10月に「性の多様性理解増進条例」を制定しました。

2 考えてみよう その表現 (3)男女が対等な関係になっていますか

広報における登場人物の「主従、上下、優劣、強弱」などを表す役割が、性別によって固定されないようにし、女性と男性が対等な関係にある表現をするようにしましょう。

このような表現を見かけます



チェックしてみましょう ✓

- 男性がリーダーとして先頭に立つなど強調して描かれ、女性がお後についていくというような男性優位の表現
- いつも指示をしたり命令をしたりする側は男性、指示や命令を受ける側は女性
- いつも教える側は男性、教えられる側は女性
- 男性が大きく頼られる存在に、女性が控えめに寄りかかる存在とする表現

例えばこんなふうに



- 女性も能動的で主体的な役割を担っていることに配慮した表現にしましょう。
- 教える側には、女性も男性もいることを示した表現にしましょう。
- 家族や夫妻は相互協力的、並列的に表現しましょう。



多様な家族形態

両親と子どもで構成される家庭だけでなく、子どもがいない夫妻（パートナー）、ひとり親家庭、高齢者との同居など、様々な家族形態があります。パンフレット等で複数の家族が登場する場合にはいろいろな家族を描くなど、配慮をしましょう。

2 考えてみよう その表現

(4)性別によって役割を固定化していませんか

社会や家庭における男女の役割が時代とともに変化していることを反映し、個々の人間性を重視した上で、家庭・職場をはじめあらゆる場面で男女の多様な姿を積極的に描くようにしましょう。「男は仕事、女は家庭」「女性は政治家や管理職に向いていない」というような決めつけに基づき表現することは、固定的な性別役割分担意識を助長し、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪う要因になりかねない、ということ意識する必要があります。

このような表現を見かけます



チェックしてみましょう✓

- 家庭を描くとき、いつも外で働くのは男性、家にいるのは女性
- 食事の支度、買い物など家事を担う存在はいつも女性
- 介護・看護、子育てを女性だけの役割、責任として表現
- 車などの運転や、機械操作、力仕事を担うのはいつも男性
- 家族内で世話をされる側として表現されているのはいつも男性
- 職場において、男性は中心的業務、女性は補助的業務といった仕事における男女の固定的な性別役割分担に基づく表現
- 医師、弁護士、議員、消防士、運転手、警備員はいつも男性、看護師、受付、保育士、栄養士、客室乗務員はいつも女性

例えばこんなふうに



- 家庭内で、男女ともに家事などの役割を担っている姿を表現しましょう。
- 育児や介護・看護をする場面に男性も登場させましょう。
- 地域、学校などで女性も男性も多様な役割を持った者として表現しましょう。
- 様々な職業に女性も男性も登場させ、職業にまつわる性別イメージを固定化しないよう表現しましょう。

2 考えてみよう その表現 (5)人物等の外見だけを強調した広報になっていませんか

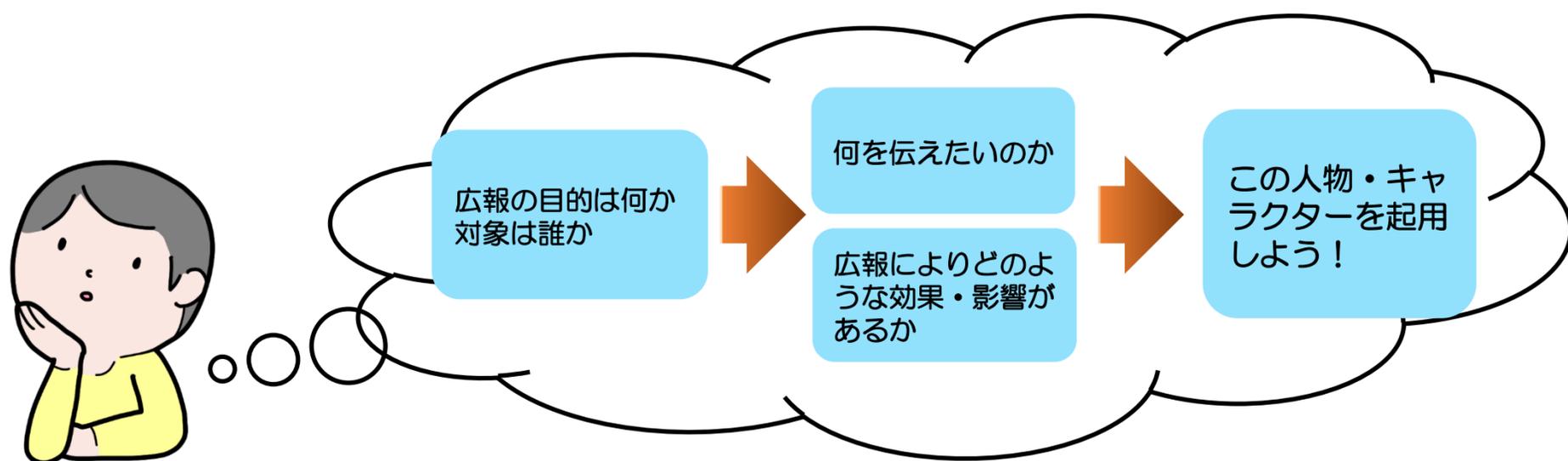
広報物に人物やキャラクターを起用する際は、興味を引くために、伝えたい内容とは関係なく、その外見（若さや性的側面など）のみを強調した表現とならないようにしましょう。人物やキャラクターを安易にアイキャッチャー（※）として起用するのではなく、「伝えたい内容が何か」、目的や対象、効果や影響を十分考え、広報内容にあった表現方法を心がけましょう。

※アイキャッチャー・・・広告に注目させるための視覚的要素のこと。広告手法のひとつ

チェックしてみましょう✓

□ 人物やキャラクターを使う場合、伝えたい内容とは関係なく、外見（若さや性的側面など）のみを強調していませんか。

○ 人物やキャラクターを起用する場合は、広報の目的や対象、広報内容や効果・影響などを考えた上で表現しましょう。



PR動画やポスターなどへの強い批判

自治体など公共機関が制作した動画やポスターなどに対し、SNSなどで、強い批判が寄せられることがあります。

これらは、女性の性的側面などを強調している描写であると感じられるものや、「家事・育児は女性が行うもの」という固定的な性別役割分担意識のもとで描かれていると感じられるものなどへの批判です。

多くの人を惹きつける表現にすることは必要ですが、人権や男女共同参画の視点を踏まえ、情報の受け手に配慮した表現となるように制作しましょう。

アンコンシャス・バイアス (Unconscious bias・無意識の偏見・思い込み)

社会に存在している自分自身が気付いていない、ものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。過去の経験や習慣、周囲の環境などから身につき、思い込みが生じます。「若い人は発想が新鮮」「子どもは母親が育てた方がいい」「男性は運転がうまい」など「あたりまえ」とされていることを「ホント?」と問い、見直すことが重要です。

2 考えてみよう その表現 (6)言葉遣いを見直そう

必要以上に性別によって表現を変えることは、望ましいとは言えません。日頃、何気なく使っている言葉にも、これまでの社会の習慣やしきたり、また、性による固定化されたイメージが反映されている場合があります。情報発信を行う際には、表現しようとする言葉が社会の変化に対応しているか、人権に配慮できているか見直してみましょう。

■男性しか念頭に置いていないと誤解されかねない言葉は、男女双方を表す言葉に言い換えましょう。

見直したい表現	望ましい表現
サラリーマン 営業マン / キーマン カメラマン 兄弟 / 父兄	会社員 など 営業担当者 / キーパーソン 撮影スタッフ、フォトグラファー(写真家) 兄弟姉妹、きょうだい / 保護者

■女性を表す言葉で、男性を表す対語のない言葉は、男性が一般的で女性は特殊だという印象を与えることがあります。対語のある言葉や男女双方を表す言葉に言い換えましょう。

見直したい表現	望ましい表現
女医 / 女流作家 / 女子アナ / 女社長 OL、女子社員、キャリアウーマン 婦人 (アンケートの選択肢などで) 主婦	医者、医師 / 作家 / アナウンサー / 社長 会社員など 女性 主婦・主夫(を併記する)

■公的資格の名称変更(法律が改正され、性別を限定しない表現に変更されました)

これまでの表現	改正後の表現
看護婦、保健婦、助産婦、保母	看護師、保健師、助産師、保育士

■紹介や呼称は、男女対等にしましょう。複数の氏名を列挙するときは、50音順、年齢順、役職順など状況に応じて一定の基準を設けましょう。

見直したい表現	望ましい表現
女性に対してのみ:〇〇さん、〇〇女史、〇〇夫人 男性に対してのみ:〇〇氏、〇〇君	男女とも同じ敬称にする

■日頃、何気なく使っている言葉でも、次のように男女間に主従・優劣の関係が存在することや、性別によってイメージや役割を固定化していることを示している言葉があります。情報発信の際には留意しましょう。

奥さん、家内、主人、亭主、だんなさん
女なのに、男なのに / 男のくせに、女のくせに / 女らしい、男らしい
男勝り、男以上に仕事ができる、女にしておくのはもったいない
女々しい
嫁にやる、嫁にもらう、嫁ぐ
女子力、〇〇女子、良妻賢母、職場の花、看板娘

■次のような言葉は、性別による固定観念を助長する恐れがあります。他の表現に言い換えることができないか検討しましょう。

見直したい表現	望ましい表現
姉妹都市 母国 母校	友好都市、交流都市 祖国、出身国 出身校

英語圏の国でも多くが「人」という意味で使われていた「man」は別の表現に置き換えられています。

【例】
▶fireman ⇒ firefighter
▶policeman ⇒ police officer
▶mankind
⇒ people、human beings、humanityなど

3 よくある質問

Q1 わざわざ表現を変える必要がありますか？

A 言葉や表現の繰り返しは、積み重なって人々のものの考え方に影響し、社会の固定観念を形成することにつながります。日々の業務の中で「男女共同参画の視点」から望ましい表現かどうか確認するようにしましょう。

Q2 必ず女性と男性を表現しなくてはなりませんか？

A 誰にどんな情報を届けたいのか、広報の対象や目的に合わせ、臨機応変に対応してください。多様な受け手を意識・配慮し、表現しましょう。

Q3 統計において、全体〇〇人、うち女性〇〇人という表記は問題なのですか？

A 統計は、客観的資料として問題の分析などに使用されます。未だ各分野において、男女の偏りが見られることが多く、男女別を調査することにより見えてくる問題解決の方法もあります。

人数に関するデータについて、男女別のデータを把握する場合は、表記についても男女別の内訳を並列的に示しましょう。(例:全体〇〇人(女性〇〇人、男性〇〇人))

Q4 職場で唯一の女性を「紅一点」と表現してもいいですか？

A 女性の場合のみに使用されている表現は控えましょう。男性の場合「黒一点」とは言いません。男性と女性を入れ替えてみて違和感がある場合は注意が必要です。

4 チェックシート

表示・印刷する前に、もう一度確認してみましょう。

女性または男性だけで企画・作成していませんか？

担当者をはじめ、異なる性別、年代や立場でチェックしてみましょう。

チェック欄	チェックポイント	確認ページ
	登場人物・回数が男女いずれかに偏っていませんか？	2ページ
	年齢や職業など多様な男女が描かれていますか？	2ページ
	服・持ち物の色、服のデザインが性別によって固定化されていませんか？	3ページ
	職業、スポーツ、学術、遊び等で、男女の描かれ方が固定化されていませんか？	3ページ
	男性が指導者、女性が相談者など、主従、上下、優劣、強弱の関係が男女で固定化されていませんか？	4ページ
	男性、女性で役割を決めつけていませんか？ 家事・育児・介護・看護をしているのは女性だけになっていませんか？	5ページ
	興味を引くためだけに、外見(若さや性的側面など)を強調する表現をしていませんか？	6ページ
	男女どちらかのみを表す表現、女性であることを強調する表現など男女の扱いが異なる表現をしていませんか？	7ページ
	性別を入れ替えると通じない言葉はありませんか？	7ページ

5 おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)について

大阪府では、平成13年7月にすべての人が、個人として尊重され、対等な関係を築き、性別にとられることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、平成22年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定しました。その後、5年ごとの改定を経て、令和3年3月に「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定しました。同計画に基づき、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めています。

2つの横断的視点

「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」

男女共同参画社会の実現に向けたあらゆる取組の根幹となるもの

「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」

あらゆる取組にジェンダーの視点を取り入れ、更なるジェンダー平等をめざす

SDGsとジェンダー視点の主流化

SDGsは2015年の国連サミットで採択された国際約束です。世界をより良くしていくために、2030年までに世界の国々が協力して取り組む17のゴールと169のターゲットが、目標として掲げられています。ゴールは経済、社会、環境の幅広い分野にまたがっており、なかでもゴール5「ジェンダー平等」は全てのゴールと関わる、世界共通の重要な目標です。「ジェンダー視点の主流化」とは、政策全般にかかわるすべての取組にジェンダーの視点を取り入れ、最終的にそれらの取組が男性、女性どちらにも有意義な結果をもたらすようにするプロセスのことです。「ジェンダー視点の主流化」は「ジェンダー平等」を達成するための重要な手段です。



ジェンダーとは

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性の役割」「女性の役割」、「男性らしさ」「女性らしさ」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

重点目標	取組の方向
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(1) 次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進
	(2) あらゆる世代における男女共同参画の推進
2 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大	(1) 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大
	(2) 方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成
3 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 職業生活における活躍支援
	(2) 働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
	(3) 男性の家事・育児等への主体的取組の促進
4 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備	(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	(2) 様々な困難を抱える人々への支援
	(3) 生涯を通じた男女の健康支援

なお、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」では、「女性の人権を尊重した表現の推進」を施策に掲げており、本ガイドラインは、プランの取組の方向に基づき、作成したものです。

本ガイドラインで使用したイラスト

■大阪府 男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン（イラスト素材集）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/danjo/hyougen.html>

■熊本県男女共同参画センター 素材集
<https://www.parea.pref.kumamoto.jp/danjo/information/free-images.html>

■いらすとや（フリー素材集）
<https://www.irasutoya.com/>

大阪府 府民文化部 男女参画・府民協働課

〒540-0008 大阪府中央区大手前1-3-49
大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）3階
電話：06-6210-9321 FAX：06-6210-9322
Eメール：danjo-fumin@sbox.pref.osaka.lg.jp